

令和6年2月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年4月)

国土交通省  
海難審判所  
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

### 裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

### 更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和5年1月から令和6年3月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、平成30年1月から令和6年3月までに言渡しがあったものを閲覧できます。

### 裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、海難審判所(東京)と横浜地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

#### ① [貨物船A\(498トン\) 乗揚事件](#)

高知県久礼港において、西行中のA船が防波堤の消波ブロックに乗り揚げ、船底に破口を生じ、後に廃船処理された

#### ② [旅客船A\(5,681トン\) 岸壁衝突事件](#)

東京都御蔵島港において、入航操船中のA船が岸壁に衝突し、A船と岸壁にそれぞれ損傷を生じた

海難防止への  
インフォメーション

## ① 貨物船A(498トン) 乗揚事件

(久礼港において、西行中のA船が防波堤の消波ブロックに乗り揚げ、船底に破口を生じ、後に廃船処理された)

【海難概要】 夜間、高知県久礼港東方沖合において、A船(498トン、5人乗組、石材1,200トン積載)は、同県須崎港に向け航行中、単独の船橋当直に就いていた船長が、居眠りに陥り、久礼港の防波堤の消波ブロックに乗り揚げ、船底に破口を伴う凹損等を生じ、後に廃船処理された

【発生日時】 令和3年3月8日21時40分

【発生場所】 高知県久礼港

【死傷者】 なし

【損傷等】 球状船首に圧壊、船底に破口を伴う凹損等を生じ、後に廃船処理された

《原因等》 船長が、睡眠不足により眠気を催したとき  
居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった

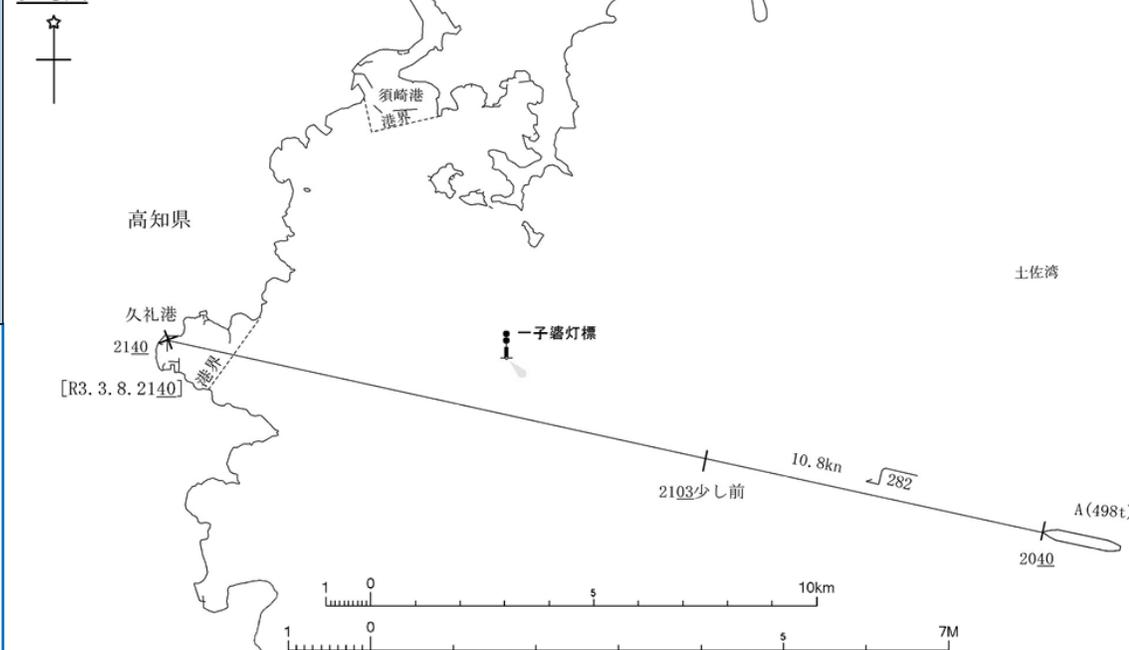
〔 船長は、乗組員を呼んで2人で船橋当直に当たるなど  
居眠り運航の防止措置を十分にとるべきであった 〕

《背景》 ・船長は、転針するとき自身船橋当直以外でも昇橋して操船指揮をとっており、休息の中断や睡眠中でも目が覚めることが頻繁にあって、睡眠不足の状態であった

・船橋航海当直警報装置は、船橋の左舷前部天井にセンサーを取り付け、当直者の動きを3分間検知しなければ警報を発するように設定して作動させていた

・船長は、眠気を催したとき、顔を洗えば眠気を払拭できると思い、顔を洗ったものの、操舵スタンドにもたれ掛かる姿勢で、自動操舵で船橋当直を続けているうち、いつしか居眠りに陥り、船橋航海当直警報装置が警報を発したが、目が覚めなかった

参考図



【受審人】

《懲戒》

船長: 五級海技士(航海) → 業務停止1か月

\* 本裁決は、R6.2.13に言い渡されました。  
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への  
インフォメーション

② 旅客船A(5,681ト) 岸壁衝突事件

(東京都御蔵島港において、入航操船中のA船が岸壁に衝突し、A船と岸壁にそれぞれ損傷を生じた)

【海難概要】 東京都御蔵島南西方沖合において、A船(5,681ト、24人乗組、旅客10人、コンテナ22個積載)は、北東方に向かう強い海流を船尾方から受ける状況下、同港南岸壁に向け接近中、過大な速力のまま同岸壁に衝突し、A船と岸壁に損傷を生じた

《原因等》 A船から南岸壁まで560mとなり、船長が、電子海図情報表示装置の速力表示(12.3ノット)を見て、想定よりも減速してなく、速力がいつもより過大である状況を認めたと

運航管理者による注意事項の遵守を十分に行わなかった

〔 船長は、一旦着岸操船を中断して沖合に退避してから着岸をやり直すなど  
運航管理者による注意事項を遵守すべきであった 〕

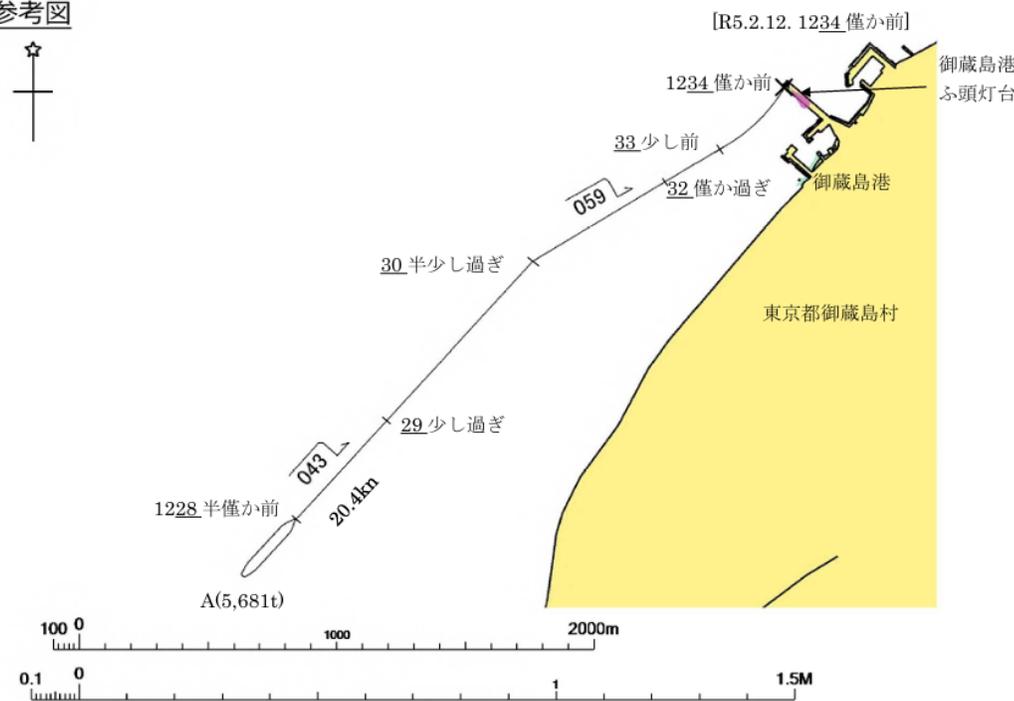
《背景》・A船の運航管理者は、御蔵島での入航操船について、所属船舶の各船長に対して文書による注意喚起を行い、「入航操船に影響する外力の状況を早期に把握するように努め、着岸岸壁から0.3海里(560m)に接近するまでに自船の姿勢や行きあしに外力が大きく影響を与える場合には、着岸を中断し、沖合に退避する」旨を周知していた

・船長は、約8年間の船長経験を有し、A船で御蔵島港への着岸操船経験が約100回あり、日頃、着岸岸壁からの距離が0.5海里(930m)のところでは8.5ノットとすることを目安にしている、過去に同港への着岸操船中、外力の影響を受け、着岸を中断してやり直したことがあった

・船長は、本件時、機関を全速力後進にかけて行きあしを逡減すれば無難に着岸することができると思った

【発生日時】 令和5年2月12日12時34分僅か前  
【発生場所】 東京都御蔵島港  
【死傷者】 なし  
【損傷等】 A船:球状船首に亀裂等を伴う凹損等を生じた  
岸壁:壁面に擦過傷を生じた

参考図



〔受審人〕

船長: 二級海技士(航海) → 《懲戒》 業務停止1か月

\* 本裁決は、R6.2.28に言い渡されました。  
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい